

コンプライアンス

基本的な考え方

デンソーは、社会から信頼・共感されるための基盤は、各国・地域の法令順守はもちろん、社員一人ひとりが高い倫理観を持って公正・誠実に行動することと考えています。

この認識のもと、2006年に社員一人ひとりの行動規範を明示した「デンソーグループ社員行動指針」を制定し、研修や職場懇談会などにおいて、社員のコンプライアンス意識啓発に活用しています(国内グループを含む)。また海外グループでも、地域統括会社が各国・地域の法令・慣習を反映した「地域版 社員行動指針」を作成し、コンプライアンスの徹底に努めています。

推進体制

デンソーは、1997年に担当取締役を委員長とする「企業倫理委員会」(現在は「リスクマネジメント会議」)を設置しました。併せてグローバルにおいては、各地域統括会社に「コンプライアンス委員会」などの会議体や、「コンプライアンスリーダー」などの推進責任者を設けるなどして、コンプライアンスを推進するグローバル体制を構築するとともに、各地域の特性を考慮した組織体制の整備、通報制度の導入・運営、啓発活動を推進しています。

具体的な取り組み

教育・啓発

デンソーは、社員一人ひとりの意識向上を目的に、社員に対する各種教育・啓発活動を継続的に実施しています。

日本においては、階層別教育や各種コンプライアンスe-ラーニング教育、「企業倫理月間(毎年10月)」を設けるなど、コンプライアンスに関する社員教育、啓発活動を実施しています。日本以外の各地域においても、地域統括会社を中心となり社員への教育・啓発活動を実施しています。

活動の点検・改善

デンソーは、コンプライアンス活動が十分浸透しているか、また、コンプライアンス上の問題が潜んでいないかを点検する活動を行い、問題があれば、必要に応じてトップマネジメントなどに報告し、再発防止策を実施するなどの改善策を行っています。

例えば、(株)デンソーでは、毎年、施策の浸透度や潜在リスクの把握を目的に「サステナビリティサーベイ」を実施しています。

独占禁止法への対応

2010年2月の米国司法省による米国子会社(デンソー・インターナショナル・アメリカ)への立入調査以降、代表取締役を委員長とする「独禁法コンプライアンス委員会」を設置し、本委員会の指揮・監督のもと、独禁法順守ルールのさらなる厳格化や順法教育の強化、より精緻な順法監査を実施するなど、デンソーグループ全体で独禁法順守の再徹底を図っています。

贈収賄防止関連法への対応

デンソーでは、贈収賄防止の基本方針として、「贈収賄防止グローバルポリシー」を制定するとともに、担当取締役を委員長とする「贈収賄防止コンプライアンス委員会」を設置しています。本委員会の指揮・監督のもと、贈収賄防止ルールを整備し、社員への啓発・教育施策を推進しています。また、サプライヤーに対しても、「サステナビリティガイドライン」により、サプライヤーから第三者への贈収賄防止を推進するなど、サプライチェーンにおいても贈収賄防止を徹底しています。

税務コンプライアンスへの対応

デンソーでは、適正な納税を通じて企業の社会的責任を果たすという考え方のもと、税務ガバナンスの統括責任者を取締役・最高財務責任者(CFO)とし、税務コンプライアンス体制の構築や維持・改善、税務リスク発生時の対応および税務プランニングを行っています。また、「デンソーグループ グローバル税務方針」を制定し、社員への教育施策の推進、国際取引ルールの順守など、税務コンプライアンス向上にデンソーグループ全体で積極的に取り組んでいます。

2021年度 地域別納税額

(単位: 億円)

地域	納税額
日本	133
北米	39
欧州	23
豪亜	392
その他	28
合計	616

詳細情報は当社ホームページ「サステナビリティ」をご覧ください。
コンプライアンス:
<https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/compliance/>



税務コンプライアンスについては、当社ホームページをご覧ください。
<https://www.denso.com/jp/ja/about-us/sustainability/governance/tax-policy>

